

★番号制度（マイナンバー）導入に伴い平成29年1月から  
順次個人番号を取得しております。



① 在職者の方

ジェイティ健保の加入者（被保険者やご家族）の個人番号は、  
順次事業主より取得しております。

まだ、ご提供いただいていない加入者及び新しくご加入される  
方は事業主への個人番号のご提供にご協力をお願いいたします。

② 任意継続被保険者の方

1月27日（金）以降、番号収集に必要な文書を送付いたします  
のでご協力をお願いいたします。

なお、本業務に関しましては日本ビジネスシステムズ株式会社に  
委託し、同社が提供する「マイナンバー収集代行・管理サービス」  
を利用いたしますのでご協力をお願いいたします。

③ 事業主より取得できなかった一部のご家族の方

ご家族の内、年間収入が「103万円以上 130万円未満」の方が  
いらっしゃる場合（＝税法上の被扶養者に該当しなくても健保法  
上の被扶養者に該当する場合）、対象者について直接取得を行う場  
合がありますので、当健保からのご案内通知をお待ちください。



個人番号のご提供にご協力をお願いいたします。

※個人番号のご提供を頂けなかった場合、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を  
経由して取得する場合があります。